

県南広域振興局長告示第 38 号

林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 14 条第 1 項の規定により、次の生産事業者の登録が失効した。

平成 18 年 5 月 30 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

登録 番号	生産事業者の氏名又は名称及 び住所	生産事業の内容				事業所の名称及 び所在地	生産事業の廃止 年月日
		種 穂		苗 木			
		採 取	精 選	幼 苗 の 育 成	幼 苗 以 外 の 苗 木 の 育 成		
岩 手・一 1	小野寺甚寿 岩手県一関市赤荻字口袋 28			○	○	小野寺甚寿 岩手県一関市赤 荻字口袋	平成 18 年 5 月 9 日
岩 手・一 23	小野寺敬一 岩手県一関市赤荻字口袋 28			○	○	小野寺敬一 岩手県一関市赤 荻	平成 18 年 5 月 9 日
岩 手・一 8	吉田與志蔵 岩手県一関市萩荘字境ノ神 316			○	○	吉田與志蔵 岩手県一関市萩 荘字境ノ神	平成 18 年 4 月 1 日
岩 手・一 27	吉田芳夫 岩手県一関市萩荘字境ノ神 316			○	○	吉田芳夫 岩手県一関市萩 荘	平成 18 年 4 月 1 日
岩 手・千 38	後藤忠三郎 岩手県一関市大東町摺沢字八 幡前 64			○	○	後藤苗圃 岩手県一関市大 東町摺沢	昭和 58 年 4 月 1 日
岩 手・一 5	菊地幸恵 岩手県一関市萩荘字下モ下釜 137			○	○	菊地幸恵 岩手県一関市萩 荘字下モ下釜	平成 18 年 4 月 5 日